東京学芸大学教員研究費等配分基準の一部改正について

改正理由:委員会の再編に伴い,所要の改正を行うものである。

改正	現行
国立大学法人東京学芸大学教員研究費等配分基準	東京学芸大学教員研究費等配分基準
第1 1及び2〔省略〕	第1 1及び2〔省略〕
3 第1各号の経費に係る配分方法及び配分額については、教育研究評議会予算専門委員会(以下「専門委員会」という。)の検討を経て、教育研究評議会が決定する。	
第2 この基準の改廃は、専門委員会の検討を経て、教育研究評議会が決定する。	第2 この基準の改正に当たっては、「教育・研究経費の配分に関する専門委員会」で議決し、「財務委員会」で決定する。
第3 この基準に定めるもののほか、教員研究費等の配分に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。	
附 則 この基準は、平成20年5月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。	